

# 令和5年度税制改正と相続・贈与・事業承継の対応策



税理士法人 名南経営  
金沢事務所

税理士 **北村 和宏**

令和5年度税制改正において、資産移転の時期に対して中立的な税制とするべく、令和6年1月1日以後の贈与及び相続に関する贈与税及び相続税の取扱いについて見直しが行われました。また、相続対策として頻繁に行われていたタワーマンションの取得をした場合の評価についても見直しがなされました。本稿では、改正の概要やその影響、今後の事業承継・財産承継についての対応策、さらに令和6年3月31日に特例承継計画の提出期限を迎える事業承継税制についても併せて解説します。

場合には、その者の相続税の課税価格にその贈与により取得した財産の価額を加算して相続税の計算をします。この時、その贈与財産について支払った贈与税は相続税から控除されます。

## (2) 改正の内容

令和5年度改正により、令和6年1月1日以後に行った贈与については、相続税の課税価格に加算する対象期間が相続の開始前7年以内とされました。ただし、延長された期間である相続開始の7年前からの4年間に受けた贈与については、その期間に贈与された財産の合計額から100万円を控除した残額を相続税の課税価格に加算します。

## 1. 暦年贈与の生前贈与加算の見直し

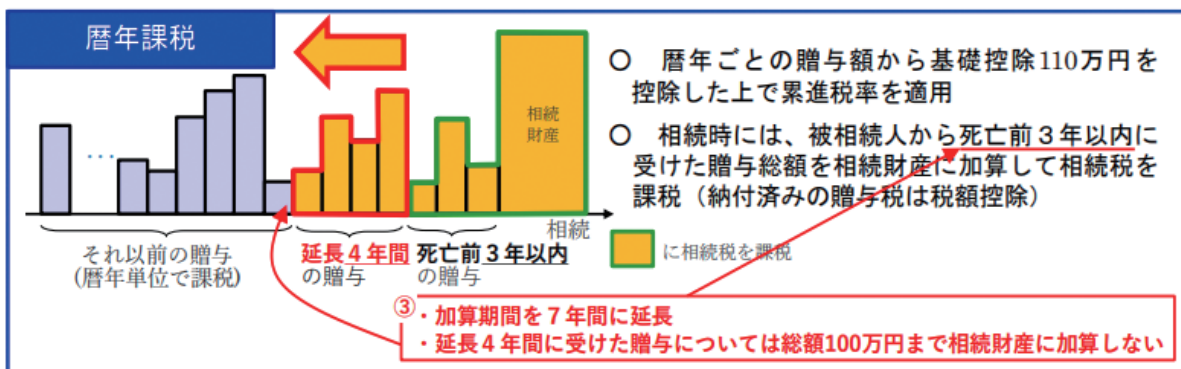
BANK

### (1) 生前贈与加算制度の概要

贈与により財産を取得し、暦年課税制度で贈与税を計算している場合には、原則として相続時に課税は発生しません。ただし、相続等により財産を取得した者が相続開始前3年以内にその相続に係る被相続人から贈与により財産を取得している

### (3) 改正の影響と対応策

今回の税制改正により、相続税の節税につながらない贈与が3年から7年となります。例えば、65歳から毎年基礎控除の金額である110万円を贈与し、10年後の75歳で相続があったような場合、税制改正前と改正後では以下のとおり相続税



出典：「わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—」(内閣府)

の課税価格に加算される金額が変わります。

### ①税制改正前（令和5年12月末までの贈与）

相続財産に加算される贈与：330万円

加算対象とならない贈与：770万円

### ②税制改正後（令和6年1月以降の贈与）

相続財産に加算される贈与：

770万円－100万円＝670万円

加算対象とならない贈与：430万円

以上のとおり、節税につながる暦年贈与を行える期間が短くなったため、これまで以上に計画的な贈与を行うことが重要になります。

なお、生前贈与加算の対象となるのは「相続等により財産を取得した者」であることは改正の前後で変わりありませんので、相続人である子ではなく、相続人ではない孫へ行った贈与については原則として相続財産へ加算されることはありません。

## 2. 相続時精算課税制度の基礎控除の創設

### (1) 相続時精算課税制度の概要

贈与税の計算は、受贈者の選択によって相続時精算課税制度の適用を受けることもできます。適用要件は以下のとおりです。

- ・贈与者が、贈与した年の1月1日で60歳以上の父母または祖父母などの直系尊属であること
- ・受贈者が、贈与した年の1月1日で18歳以上の子または孫などの直系卑属であること
- ・受贈者が、最初に適用を受けようとする贈与の年の翌年2月1日から3月15日までの間に、相続時精算課税選択届出書を受贈者の戸籍謄本

などの書類とともに贈与税の申告書に添付して提出すること

この制度は、贈与時に相続時精算課税制度により計算した贈与税を納めておき、その後、その贈与者の相続が発生した場合には、当該贈与により取得した財産の贈与時における価額と相続等により取得した財産の価額の合計額を基に計算した相続税額から、納付済の相続時精算課税に係る贈与税相当額を控除することにより、贈与及び相続を通じた納税をするものです。

贈与税額の計算にあたっては、2500万円の特別控除があり、贈与財産の累計額が2500万円を超える部分についても贈与税率は一律20%になります。

例) 5000万円を相続時精算課税制度で贈与し、その後1億円の相続が発生する場合

<贈与税額>

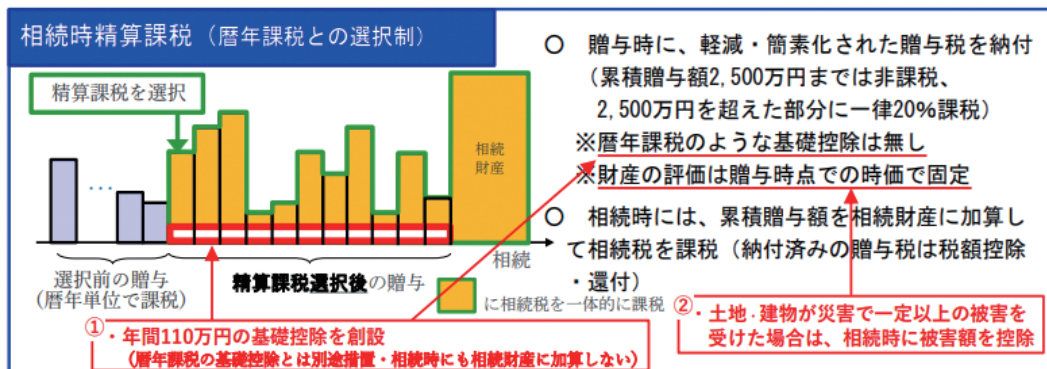
(贈与額5000万円－特別控除2500万円) × 20% = 500万円…①

<相続税額（相続人1名の場合）>

(相続財産1億円＋贈与財産5000万円－基礎控除3600万円) × 税率40%－控除額1700万円 = 2860万円…②

相続税納付額 = ②－① = 2360万円

名称のとおり、贈与した財産に係る税金が相続の時に精算される制度となっています。相続税の計算において、相続時精算課税に係る贈与財産は贈与時の価額を用いるため、相続時の株式や不動産などの贈与財産の価額が贈与時の価額よりも大きければ計算上有利となり、反対に小さければ計



出典：「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－」（内閣府）

算上不利となること、相続時精算課税制度を一度選択するとそれ以降のすべての贈与について適用され、暦年課税制度に戻ることにはできないことに留意が必要です。

## (2) 改正の内容

### ① 基礎控除110万円の創設

令和5年度税制改正により、令和6年1月1日以後に行った贈与について相続時精算課税制度で贈与税を計算する場合には、2500万円の特別控除額とは別に、年間110万円の基礎控除が設けられました。2500万円の特別控除は相続時に相続税の課税価格に加算されますが、基礎控除の部分は相続時に加算されることはありません。

### ② 贈与財産の減額制度

相続時精算課税制度で贈与された土地・建物が、贈与者の相続に係る相続税の申告期限までに災害により一定の被害を受けた場合は、相続税の課税価格に加算する金額が贈与時の価額からその被害相当額を控除した金額とされました。この被災部分の減額は、令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合に適用することができます。

## (3) 改正の影響と対応策

今回の改正により、相続時精算課税制度に基礎控除ができたことで、まず毎年110万円を贈与時に課税なく贈与することができ、さらに相続時にも相続税の課税価格に加算されないため、その部分は純粋なメリットとなります。改正後の暦年課税制度のような7年間の生前贈与加算もないため、毎年110万円の範囲内で贈与を行う場合、相続時精算課税制度を適用した方が有利となります。この場合には、初めて相続時精算課税制度を適用する年の翌年2月1日から3月15日までの間に相続時精算課税選択届出書と受贈者の戸籍謄本等のみを提出し、贈与税申告は不要となります。その翌年以後も、贈与が110万円の範囲内であれば贈与税の申告は不要です。

また、贈与者ごとに適用を選択する制度であるため、父親からの贈与については相続時精算課税制度を適用し、母親からの贈与については暦年課税制度を適用することで、合計で年間220万円の基礎控除を受けることも可能となります。もちろん、一度選択すると暦年課税制度に戻ることができない点はそのままであるので、暦年課税制度の適用により相続税との税率差を用いた節税と比べてどちらがより有利であるのか検討が必要です。贈与者の財産状況などに応じてどちらの課税制度を選択するのか決めると良いでしょう。

生前にうまく贈与することは、税務面でのメリットのほか、相続後の遺産分割協議で採めることなく、財産を承継させたい相手に確実に移転することもできますので、今回の改正をうまく活用していただきたいと思います。



## 3. 事業承継税制の特例承継計画の提出期限

非上場株式に係る事業承継税制は平成21年度に創設された制度ですが、元々の制度（一般措置）では、納税猶予の対象となる株式は、発行済議決権株式総数の3分の2まで、相続税の納税猶予割合は80%となっていました。平成30年度税制改正により、納税猶予対象となる株式が発行済議決権株式の100%に、相続税の納税猶予割合も100%に拡大される特例措置が設けられ、以前に比べて大変使いやすい制度になっています。

事業承継税制の特例措置の適用期限は令和9年12月31日までの贈与・相続等ですが、その適用の前提となる特例承継計画の提出期限は、経済産業省からの要望により令和6年度税制改正でその延長が決定されるまでは、令和6年3月31日となっています。特例承継計画は提出をしたとしても必ずしも事業承継税制を適用する必要もありませんし、提出後にその計画の変更申請を行うこともできます。期限までに計画が提出されていない場合には、令和9年12月31日までに贈与・相続等があっても一般措置しか適用することができな



いこととなるため、今後の事業承継を一度考えてみるという意味においても後継者と特例承継計画を作成してみるとよいと思います。



#### 4. タワーマンションの評価の見直し

相続や贈与における土地の評価額については路線価により、建物の評価額については固定資産税評価額に基づいて評価することとされています。このため、タワーマンションは市場売買価格の30～40%程度で評価されることも少なくなく、相続対策としての購入が頻繁に行われていました。居住用の区分所有財産（区分所有マンション）の評価についての通達が公表され、令和6年1月1日以後の相続や贈与により取得した区分所有マンションは、以下の算式により評価し、少なくとも市場売買価格の60%相当となります。

##### 【算式】

**区分所有マンションの評価額**  
**= 現行ルールの評価額 × 区分所有補正率**

① 評価水準が1を超える場合

区分所有補正率 = 評価乖離率

② 評価水準が0.6未満の場合

区分所有補正率 = 評価乖離率 × 0.6

評価水準	$1 \div \text{評価乖離率}$
評価乖離率	$A + B + C + D + 3.220$
A	マンションの築年数 × (-0.033)
B	マンションの総階数指数* × 0.239
	* マンション総階数 ÷ 33
	(小数点以下第4位切捨、1を超える場合は1)
C	マンション専有部分の所在階 × 0.018
D	敷地持分狭小度* × (-1.195)
	(小数点以下第4位切上)
	* 敷地利用権面積 ÷ 専有部分面積
	(小数点以下第4位切上)

この算式では、相続税評価額と市場売買価格との乖離の要因は、マンションの築年数、総階数、所在階、敷地持分に対する専有面積の割合と考え、これらの要因をもとに評価乖離率（市場売買価格 ÷ 現行の相続税評価額の割合に相当するもの）を計算します。この評価乖離率1未満（相続

税評価額の方が市場売買価格よりも高い状態）のときは、相続税評価額は市場売買価格とし、評価乖離率が1～1.67の場合には現行の相続税評価額に、評価乖離率が1.67を超える場合（相続税評価額が市場売買価格の60%未満）には、相続税評価額が市場売買価格の60%相当額となります。

この改正は区分所有権がある居住用家屋を対象としており、2階建以下の家屋や2世帯住宅等の家屋、区分所有でない一棟もののマンション、事業用のテナントビル等を除くこととされています。これらについては評価方式が従前と変わらないため、引き続き相続税対策としての取得が想定されます。しかし、通達の見直しや財産評価基本通達6項による包括的な評価の否認にも言及しているため、留意が必要です。



#### 5. 最後に

今回の税制改正で、暦年贈与の相続財産への加算期間が3年から7年に延びたことにより暦年贈与のメリットが少なくなる一方で、相続時精算課税制度に110万円の基礎控除が追加され、かつ相続財産への加算もないことから、相続時精算課税制度が非常に使いやすくなりました。しかし、事業承継を考えるうえでは暦年贈与や相続時精算課税制度では対応が不十分なケースも想定されますので、事業承継税制をうまく活用することも重要となります。事業承継はオーダーメイドで考える必要があり、どの方法がベストであるかは一概には言えませんので、担当の税理士にご相談いただくことをお勧めします。

事業承継に関するご相談をされたい方は、以下までお問い合わせください。

◎北陸銀行コンサルティング営業部 PBチーム  
 TEL 076-423-7111